

「上里町デマンド交通」における停留所の一部変更について

(1)変更日:令和8年4月1日から

(2)変更内容:①停留所の廃止 1箇所

No.92 理容室まり子

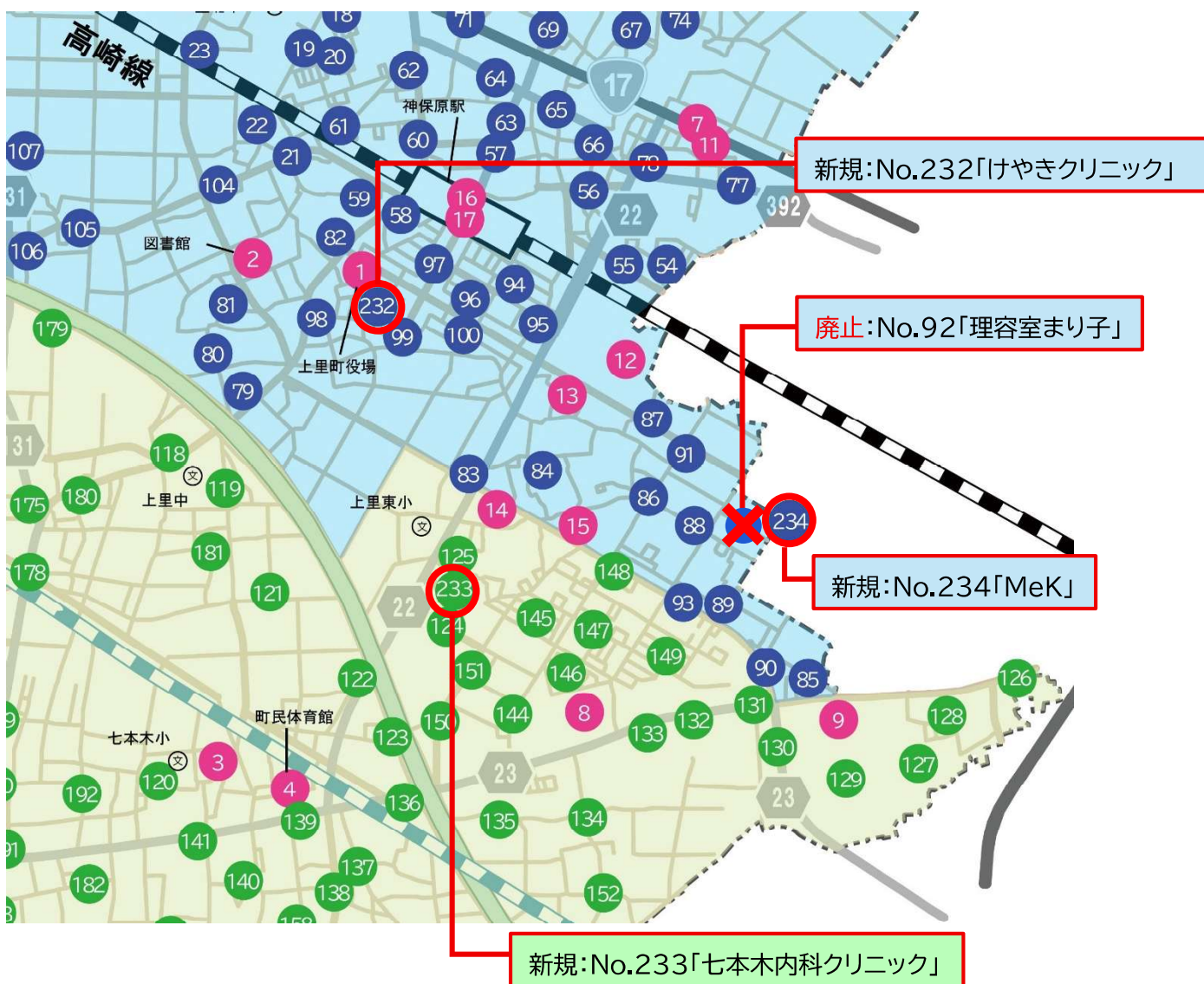
②停留所の新設 3箇所

No.232 けやきクリニック

No.233 七本木内科クリニック

No.234 MeK

(3)位置図:下記のとおり(詳細は裏面)



令和8年1月19日作成

上里町デマンド交通停留所移設・新設基準及びフロー図

上里町デマンド交通に係る停留所については、町内各住宅から直線距離概ね150mを目安に選定・設置しており、令和7年3月時点において、住宅用地として約90.3%以上カバーできている状況である。

上記を踏まえて、利用者又は施設より設置要望があった場合、停留所の移設又は新設を検討するため、その判断基準及びフロー図(裏面)を次のとおり定める。

記

《前提条件》

最寄りの停留所を移設することで住宅用地のカバー率が向上し、且つ、移設によって利便性が著しく低下しない場合には、新設ではなく移設を優先することとする。

1、共通基準(移設・新設)

- ①安全に駐車できるスペースを確保することができること。
- ②施設敷地内等の場合、休業日等であっても、上里町デマンド交通の運行時間内は停留所の利用が可能であること。
- ③設置箇所の管理者が設置に同意している。
- ④不特定多数の利用が見込まれる。

2、区分毎の設置基準(新設のみ)

- (1)医療機関への新設
医療機関から最寄りの既存停留所まで実移動距離で100m以上離れている。
- (2)公共施設等への新設
公共施設等から最寄りの既存停留所まで実移動距離で150m以上離れている。
- (3)商業施設への新設
商業施設から最寄りの既存停留所まで実移動距離で150m以上離れている。
- (4)その他への新設
要望箇所の最寄りの既存停留所まで直線距離で300m以上離れている。